

令和8年度マレーシアにおける実需連動型伴走支援事業業務委託企画提案募集要領

1 目的

この要領は、山形県が実施する「令和8年度マレーシアにおける実需連動型伴走支援事業業務委託」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業務名

令和8年度マレーシアにおける実需連動型伴走支援事業

(2) 業務の内容

別添「令和8年度マレーシアにおける実需連動型伴走支援事業業務委託基本仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）

(4) 提案上限額

5,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

- ① 日本国内に拠点があること。また、県との連絡調整を日本語により行うことができるのこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ③ 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑦ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しないこと。
ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であ

ると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が募集要領等で示した要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法等

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の書類を提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号）：1部
- ② 事業者概要書（様式第2号）：1部

※ 事業者概要書（様式第2号）の下部に記載の必要添付書類も提出すること。

- ③ 企画提案書（様式第3号）：5部（正本1部、副本4部）

（2）書類の提出期限

- ① 参加申込書（様式第1号）、事業者概要書（様式第2号）、事業者概要書（様式第2号）の下部に記載の必要添付書類

令和8年2月27日（金）午後5時

- ② 企画提案書（様式第3号）

令和8年3月13日（金）午後5時

（3）提出先

「10 担当部局」へ提出すること

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

- ・ 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・ 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

(5) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、「仕様書」に基づき、以下の事項について記載すること。

- ① 仕様書に基づく企画の内容
- ② 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）
- ③ 業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載すること）
- ④ 経費見積書（任意様式）

(6) その他

- ・ 提案は1事業者につき、1提案とすること。
- ・ 提案は全て企画提案書に記載すること。
- ・ 企画提案書は日本語及び日本円を用いて作成すること。
- ・ 企画提案書は様式第3号に添付して提出すること。
- ・ A4判（多色仕上げ可）、縦置き左綴じ（ダブルクリップ留め）横書きとする。各頁下部に通し番号を印字し、目次を付けること。なお、説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、該当用紙は折り込みA4判について綴りこむこと。
- ・ 提案者は参加申込書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとする。
- ・ 企画提案の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、当該企画提案の内容のとおり実施するものではなく、提案内容を基に山形県との協議により実施内容を決定する。

5 企画提案作成等に係る質問・問合せ

(1) 受付期間

令和8年3月3日（火）午後5時まで

(2) 質問・問合せの方法

企画提案に関する一切の質問は、別紙「質問書（様式第4号）」により行うものとし、口頭及び電話では受け付けない。

質問書（様式第4号）の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「令和8年度マレーシアにおける実需運動型伴走支援事業業務委託への問合せ」として「10担当部局」あてに送付すること。

(3) 質問書への回答

本事業全般に関する質問は、ホームページ上で参加申込者全員に、各提案内容の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査方法・評価基準及び選定方法

- (1) 審査は、山形県が設置する「令和8年度マレーシアにおける実需連動型伴走支援事業業務委託企画提案審査会」（以下「審査会」という。）により、提案者からのオンライン形式（teams）によるプレゼンテーションを経て企画提案書の審査を行う。審査会の詳細は、提案者に別途通知する、なお、山形県の判断により提案者のプレゼンテーションを省略する場合がある。
- (2) 評価は、以下の審査項目により行う。それぞれの項目の配点及び審査の視点については別紙「令和8年度マレーシア向け実需連動型伴走支援事業業務委託企画提案評価基準」（以下「評価基準」という。）を確認すること。
 - ① 基本的事項に対する評価
 - ② 提案に対する評価
 - ③ 工程・実施体制の妥当性
 - ④ 経費精算の妥当性
- (3) 評価基準に照らし採点し、評価が最も高い提案者1者（以下「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者（以下「次点者」という。）を選定する。ただし、提出された全ての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀者を選定しない場合がある。
- (4) 提案者が多数の場合は、企画提案書類による第1次審査を行う場合がある。
- (5) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。
- (6) 提案者がいない場合には、本プロポーザルの実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- (7) 審査の結果は、全提案者に対し書面により通知する。ただし、点数等の詳細は非公表とする。

7 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 企画審査会 3月下旬
- (2) 審査結果通知 3月下旬
- (3) 契約締結 4月上旬

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀者及び次点者には、その旨を通知する。
- (2) 最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (3) 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは最優秀者が応募提案の失格事項に抵触し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費は全て提案者の負担とする。
- (2) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また必要に応じて複写する場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合には、速やかに書面により「10 担当部局」に提出すること。
- (6) 募集及び契約については、山形県の都合により中止する場合がある。また、当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

10 担当部局

山形県農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課 輸出推進係

住 所 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号（県庁9階）

電 話 023-630-3069 F A X : 023-630-3312

メール ynosansui#pref.yamagata.jp

※「#」を「@」に変えて送信してください。